

## はじめに

戦後 80 年、しかし「新しい戦前」という声も聞こえてくる。ロシアによるウクライナ侵攻は終息のめどがつかず、イスラエルのガザ侵攻、そして、イスラエルとアメリカによるイラン攻撃……戦禍の中で避難することが困難で、情報が得られにくい障害のある人の命や暮らしは常に危険にさらされている。そして、戦争が人間の心身に与える影響は世代を超えて引き継がれる。戦争が終結しても戦争被害は続く。第二次世界大戦の痛烈な反省から生まれた国際連合であるが、大国の思惑によりその機能が削がれ、とくに拠出金の急減は平和や人権に関する役割と活動に深刻な影響を及ぼしている。

一方、障害者権利条約制定から 20 年。この 20 年に日本の障害のある人の暮らしの実態はどの程度向上したのだろうか、家族への依存を前提とする政策基調から脱却できたのだろうか。残念ながら、いまだ「親亡き後」を心配する声は止むことなく、あきらめと我慢の中に押し込められた人たちが少くない。この実態から目をそらすことなく、家族依存からの脱却をめざしていかなければならない。

### 1. 日本国憲法公布 80 年 自分らしく生きる権利を

2025 年は広島・長崎への原爆投下から 80 年、2025 年 11 月に開催した「憲法と障害者 2025」では、原爆被害の実際と被害者らが中心となった運動の歩みを学んだ。改めて日本国憲法の意義を確認したが、現政権は憲法改正を最重要課題の一つと位置づけ、不戦を誓った憲法 9 条の改正や緊急事態条項の新設が現実味を帯びている。「戦争できる国」への傾斜に拍車がかかっていると言えよう。日本国憲法は、法の下での平等をもとにして、自分らしく生きる権利を保障している。しかし、戦争は「個人の尊重」よりも国家を優先する。私たちは戦争の反省から生まれたこの憲法を守り、平和な社会を求めていく。

### 2. 障害者権利条約、総括所見（勧告）を活かした国内人権機関を

2026 年 3 月に開催した JD 特別セミナーのテーマは、「国内人権機関」だった。長年実現に向けて研究や視察を重ねている藤原精吾弁護士から「国内人権機関」の意義や実際を学び、子ども、女性、障害の各条約体の取り組み状況を確認し、領域を超え、共同の運動の必要性を確認した。

また、2025 年秋に国連の障害者権利委員会委員として活躍している弁護士・田門浩さんの報告を聞く会を日本障害フォーラム（JDF）と共同開催した。また、障害者権利条約の重要性と重ねながら、JDF の障害者基本法改正案を学び、意見交換を行なった。2026 年度には JDF と協力し、障害者基本法改正に向けて国への働きかけを行なっていく。合わせて国内人権機関の必要性を多くの人たちと共有し、他の領域との幅広い連帯を進めていく。

### 3. 災害と障害のある人

能登半島地震から 2 年余りが経過し、JDF 能登支援センターの活動も一つの区切りを迎えた。しかし、移動の困難や人手不足の深刻さが改善しているわけではなく、引き続き障害のある人や障害関係事業所の状況を把握しつつ、JDF と共に必要な支援を行なっていく。

東日本大震災から 15 年の歳月がたった。多くの命が奪われ、震災関連死も多く、忘れてはならないのが「障害のある人の死亡率が全住民の死亡率の 2 倍」だったという事実だ。「2 倍」の不利益を解消するために、障害者権利条約に沿った新たな震災対策を急がなければならない。

#### 4. 障害のある人の権利擁護に向けた取り組み

障害関連施策の動向をつかみながら、制度の谷間に置かれる人たちのことも視野に入れ、声明/要望書を発出していく。障害のある人や家族の実態やニーズに添いつつ、看過できない出来事に対し、問題提起し、必要に応じて国等の各省庁との話し合いも行なう。

##### 1) 優生保護法問題への取り組み

最も優先すべきことは、優生保護法の被害にあった人たちの補償を進めていくことである。国との基本合意書に基づく定期協議や検証会議に JD も積極的に参加し、周知や学習の機会を設けていく。同時に「すべての人の社会」で継続的にこの問題を伝え続ける。定期協議や検証会議の検討を注視し、再び同じ過ちを犯さないために国内人権機関の設置に向けた運動や記録の保存や資料館の設立など、JD としても議論を重ね、問題提起していく。

##### 2) 障害のある人の投票バリアフリーと合理的配慮を求める取り組み

2026 年 1 月に突然衆議院が解散となり、短期日で総選挙が行なわれることになった。投票バリアフリーをめざすプロジェクトチームでは、緊急に 1 月 20 日に資料「改善求める 230 の声・願い 投票バリアフリー 実態調査から」を携えて、「障害者の投票等に対する要請書」に基づいて総務省に申し入れを行なった。1 月 22 日には記者会見し、NHK を始め多くのメディアに取り上げられた。改善がみられる自治体がある一方でまだまだ課題を残す自治体も多い。2 月の総選挙では豪雪の地域では選挙に行くこと自体が困難だったという声も寄せられた。JD では衆議院選後、引き続き、投票環境バリアフリーのアンケート 2026 調査を実施しており、その結果も踏まえ、投票バリアフリーに関する問題提起や関係省や各政党との対話なども行なう。

##### 3) 障害者自立支援法（障害者総合支援法）下の問題を明らかにし、改善を求めていく

2025 年は障害者自立支援法違憲訴訟基本合意 15 年の節目であり、15 周年記念フォーラムが開催され、JD も積極的に取り組んだ。この 15 年の間に障害福祉の現場は大きく変質した。それを象徴するものの一つが規制緩和による営利法人の参入である。ことに営利追及を目的とする企業の参入は、結果的に劣悪な環境の「公認」を許し、障害のある人への不利益を生じさせている。また、報酬の日額払いへの切り替えと、職員配置の常勤換算方式の導入は、経営の不安定さを招き、合わせて職員の非常勤化を一気に加速させた。その結果は惨憺たるものと言えよう。集団としての職員力（支援力）は低下し、慢性的な低賃金状態は一向に改善をみない。こうした状況を反映して、今や「選ばれない職場」になってしまっている。

「65 歳問題」の天海訴訟に代表される障害者総合支援法第 7 条の介護保険優先原則の問題なども含め、加盟団体とも連携しつつ、問題点を明らかにし、政策提言等を行なっていく。

##### 4) 所得保障制度の確立に向けて、幅広く連帯していく

2025 年 6 月 27 日の最高裁の「生活保護切り下げは違法」との判決に国は真摯に向き合わず、原告らの意見を無視し、厚労省内に専門家による検討会を設置し、部分的な損害回復にとどまる対応策を決定した。それは最高裁判決の軽視であり、この暴挙を看過できないと原告・弁護士・支援団体は再訴訟を決意し、JD としてもこの動きを支援していく。また、障害年金の認定をめぐる問題が明らかになり、障害のある人の不利益を生じさせている。本来厚労省がやるべきことは、国民生活基礎調査に基づき障害のある人の貧困率を算出し、生活実態を明らかにし、障害のある人が家族に依存せず生きられる所得保障政策を構築することであろう。所得保障問題は JD が長年取り組む大きな課題であり、加盟団体・関係団体と連帯しつつ、その抜本的な見直しを求めていく。

## 5) 「谷間の障害」の問題、立ち遅れた領域に関係団体と共に取り組む

国連の障害者権利委員会は、日本の障害者制度や医療制度が父権主義であり、障害の人権モデルの実現を妨げていると厳しく指摘した。日本の法制度は谷間に置かれる障害を生み出し、必要な支援を受けられない状況を作り出している。障害者権利条約は、障害のある人と障害のない市民との平等を求めている。谷間の障害、あるいは精神科病院への長期入院者の問題など、声のあげづらい人たちの声を聴く努力を重ね、政策提言や要望書の提出などを行ない、問題の社会化を図っていく。

## 5. JDの運営について

JDに求められる社会的な役割を果たすためには、財政的な基盤を安定させていくことが重要である。共に考え、行動する加盟団体を広げていくこと、支え手となっている賛助会員・購読会員・寄附者を広げていくことが求められる。そのためには加盟団体の協力が必須であり、引き続き協力を求めていく。合わせて、加盟団体と協力して若手・女性の活躍の機会や学習の場を設けていく。